

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤 岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 (282251)	
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市和田山町糸井地域 (高生田区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月4日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者のいない農業者や兼業農業者が多いことから、今後の地域農業の在り方や農地利用について、地域全体で取り組む必要がある。
 機械設備の老朽化、作業不足による存続が危ぶまれている。
 土地改良施設(農道、水路)の老朽化が進んでおり、農地の保全管理が存続困難な状況が起きている。
 形態は異なるが将来的に農地を保全し、農業を維持していく意識は高い(区域内農地147筆のうち、自作農15筆、委託132筆、保全管理20筆、耕作放棄地4筆)

(2) 地域における農業の将来の在り方

自作農業者、大規模農業者を中心とする水稻栽培を基本として農地保全に取り組む。
 地区内農業用給排水路、農道等農業施設、防護柵の管理を行う。
 高齢化等による耕作放棄地等について、その農地を引き継ぐ農業者の確保や協力体制に力を入れる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.79 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.44 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の農用地区域内農地を中心とした今後活用するであろう農地を区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内自作農業者や委託農業者の集積集約を基本とし、農地中間管理機構を活用しながら農地利用計画を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後の農地活用について、委託希望者が増えると思われるため、農地中間管理機構の活用も含めて農地利用計画を進める。制度については周知度が低いのでパンフレット等で周知を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地を次の世代に引き継ぐためには、農作業の軽減や効率化が必要、農地の大型化に積極的に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地の再整備により、未来が求める農地が確立されることで、多様な経営体が育成され確保できる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
行政やJA等の制度及び情報等が、地区農業の経営において協力すべきところは協力をする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①定期点検、修繕、再設置等を行い、鳥獣害防止に努める。
- ③農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を積極的に導入していく。
- ⑦農地の適正管理を行う。